3 (1) 借款は、イラクの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 イラク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 イラク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してイラク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためイラク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 イラク共和国政府は、次のものを免除する。

(a) ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してイラク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8 イラク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びイラク共和国の一般公衆の安全を可能な限り確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十九日にバグダッドで

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　向賢一郎

イラク共和国財務大臣
ラーフィウ・ヒヤード・アル・イーサーウィー閣下

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十九日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣
ラーフィウ・ヒヤード・アル・イーサーウィー

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　向賢一郎殿

叙位・叙勲

亀井　久興　　小谷　昌
玉澤徳一郎　　長勢　甚遠
日枝　久　　二橋　正弘
古田　佑紀　　御手洗冨士夫
宮津純一郎

旭日大綬章を授ける（各通）

秋元　勇巳　　伊賀　貞雪
岩國　哲人　　宇野　郁夫
大池　裕　　加治屋義人
金子善次郎　　小松　安弘
實川　幸夫　　瀬谷　博道
谷　博之　　谷川　秀善
戸塚　進也　　松村　龍二

旭日重光章を授ける（各通）

赤阪　全七　　天野　隆玄
池田　昭博　　上田　信雅
大澤　善隆　　荻野　和郎
小澤　良明　　加賀谷　健
加藤　和久　　北　修爾
北野　聖造　　木野　文海
木下　博　　郷湖　健一
小林　一光　　小林研一郎
佐藤　薫郷　　佐藤　尚忠
澤田　稔　　弦念　丸呈
夏目　和良　　土師　幸平

日比野　弘　　藤谷　光信
別所　芳樹　　星野　元
柏川　攵豪　　松澤　員子
森口　邦彦　　山下　公一
山下　光　　渡辺　直治

旭日中綬章を授ける（各通）

秋鹿　博　　浅石　晴代
天内　茂樹　　天木　元
網田　三男　　新井敏二郎
荒木　孝　　荒木　元子
有海　躬行　　安斉　昭雄
安藤　良一　　飯嶋　理
飯野　重男　　飯村　精造
池田　忠正　　石井　誠一
石田　益雄　　市野沢　弘
伊藤　隆夫　　伊藤冨士男
今市　隆雄　　今屋敷　忠
岩田　政雄　　岩田　泰一
岩見　祥彰　　上野　勇
牛込　進　　内田　繁
内田　文喬　　内山　國男
宇都宮久俊　　梅田　孝文
北　修爾　　海老澤勝男
木野　文海　　海老原武士
大槻　文藏　　大野　清隆
大森　一人　　岡島　勇
岡田　剛造　　沖野　健
奥出　宣勝　　奥村　芳幸
小倉　幸子　　小田　俊春